

奈良県教育委員会

# 週報

第2338号

令和2年4月9日発行

# 目 次

( 件 名 )	(宛 先)	(主管課)	(頁)
令和2年度「歯を守る図画・ポスター・標語コンクール」について	各市町村教委教育長 各小・中学校長 各義務教育学校長 各中等教育学校長 各特別支援学校長	保健体育課	1
令和2年度「外遊び、みんなでチャレンジ！」の実施について	各市町村教委教育長 各小学校長 各義務教育学校長 各特別支援学校長	保健体育課	7

(次の週報は、令和2年4月23日(木)発行の予定です。)

各市町村教委教育長  
各小・中学校長  
各義務教育学校長  
各中等教育学校長  
各特別支援学校長

} 殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和2年度「歯を守る図画・ポスター・標語コンクール」 について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、図画・ポスター・標語の応募についてよろしくをお願いします。

### 記

#### 1 趣 旨

歯と口の健康週間を含む6月中に、県内の小・中学生を対象に歯を守る図画・ポスターを広く募集し、歯科疾患の予防等口腔の衛生に対する意識を高めることを目的とする。

#### 2 主 催

奈良県、奈良県教育委員会、一般社団法人奈良県歯科医師会

#### 3 募集内容

##### (1) 募集作品

歯を守る図画・ポスター

##### (2) 対象

###### ① 小学校低学年（図画）の部

県内小学校（義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。）の1年～3年の児童

###### ② 小学校高学年（ポスター）の部

県内小学校の4年～6年の児童

③ 中学校（ポスター）の部

県内中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒

④ 標語の部

県内小学校及び県内中学校全学年の児童及び生徒  
図画・ポスターにかかれた標語を審査の対象とする。

(3) 募集方法

各学校において優秀作品を選定の上、応募すること。

① 作品内容

- ア 画用紙の大きさは、B3（4つ切）に限定する。  
イ 提出作品（図画・ポスター）には、できるだけ歯と歯周（歯ぐき）に関する自作の標語を入れること（口腔保健向上に寄与するユニークな表現を考え、「虫歯」ではなく「むし歯」と表記すること。）。

② 作品の提出方法

- ア 応募作品数は、各学校12点以内（厳守）とする。  
イ 作品の提出に当たっては、様式1の送付票及び様式2の応募票を使用し、学校名、学年、氏名及びふりがなを明記すること。  
ウ 応募票のうち1枚は、作品裏面右下にのり付けし、残り1枚は様式1の送付票とともに送付すること。  
エ 1名につき1点とし、1点を複数名で作成することは認めない。  
オ 様式2の貼付に当たっては、作成者と記載氏名の整合性を確認すること。

(4) 提出先

〒630-8002 奈良市二条町2丁目9-2  
一般社団法人 奈良県歯科医師会事務局  
TEL 0742-33-0861

(5) 提出期限

令和2年7月22日（水）

(6) 著作権等

応募された作品の著作権は主催者に帰属する。作品は学校単位で令和3年2月以降に返却する。

4 審査・表彰

主催者は、厳正な審査を行い、優秀と認められた作品に対し、次の賞を贈り表彰する。

(1) 特選

奈良県知事賞、奈良県教育長賞及び奈良県歯科医師会長賞

各部門各1名（4部門各1名計12名）

(2) 入選

奈良県歯科医師会会長賞

図画の部・ポスターの部 各6名程度

(3) 佳作

奈良県歯科医師会会長賞

図画の部・ポスターの部 各8名程度

(4) 図画の部・ポスターの部特選の作品3点（図画1点、ポスター2点）は、日本学校歯科医会主催の「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」に出品する。

(5) 標語の部特選の作品1点は、日本歯科医師会主催の「歯・口の健康啓発標語コンクール」に出品する。

(6) 表彰式は、「高齢者いい歯のコンクール」の際に行う。

（令和2年10月4日（日） 於：奈良県歯科医師会 実施予定）

5 その他

作品応募者全員に参加賞を贈る。

(様式1)

第 \_\_\_\_\_ 号  
令和2年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

奈良県歯科医師会長 殿

学 校 名

学校長名

印

令和2年度 歯を守る図画・ポスター応募について

標記について、次のとおり提出します。

番号	学 年	氏 名 (上段にはふりがなを記載)
1		-----
2		-----
3		-----
4		-----
5		-----
6		-----
7		-----
8		-----
9		-----
10		-----
11		-----
12		-----

(様式2)

のりしろ  
< 応募票 (送付用) >

学 校 名	
学 年	
ふりがな	
氏 名	

-----きりとりせん-----

< 応募票 (作品裏面用) >

学 校 名	
学 年	
ふりがな	
氏 名	

※ 応募票2枚のうち1枚は作品裏面右下にのり付けし、残り1枚は、様式1とともに送付してください。

< 記 入 例 >

< 応 募 票 >

学 校 名	国 立 ○ ○ 市・町・村 立    △ △ 小学校 私 立
学 年	第            学 年
ふりがな	な   ら   たろう
氏 名	奈 良   太 郎

(注意事項)

- 1 応募票は、日本工業規格A4判の半分の大きさとし、応募票記入例を参考に応募者1名につき2枚作成して下さい。  
(学年の記入にあたっては、算用数字を用いてください。)
- 2 応募票2枚のうち1枚は、必要事項を記入のうえ作品の裏面右下にのり付けしてください。
- 3 応募票の残りの1枚は、学校名の上ののりしろ分を残し、作品とともに送付してください。

各市町村教委教育長  
各小学校長  
各義務教育学校長  
各特別支援学校長

】 殿

奈良県教育委員会教育長

## 令和2年度「外遊び、みんなでチャレンジ！」 の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 趣 旨

体力向上に係る取組の一環として、児童がなわとびやボール運動等様々な運動に取り組み、協力して記録に挑戦することにより、運動への親しみや集団で運動する楽しさを味わわせるとともに、体力の向上を図る。

#### 2 実施期間

令和2年4月～令和3年2月

#### 3 対 象

奈良県内の小学生及び特別支援学校の小学部生

#### 4 実施方法

- (1) 各学校は、県教育委員会事務局保健体育課のホームページ（以下「HP」という。）の「外遊び、みんなでチャレンジ！」に掲載されている実施種目及びチャレンジの方法を児童に紹介し、児童は自分たちに合った種目にチャレンジする。

HPアドレス：<http://www.pref.nara.jp/3663.htm>

- (2) 各学校は、児童のチャレンジの記録を認定し、HPの登録フォームにそって記録を入力し、県教育委員会へメール送信する。
- (3) 県教育委員会は、各学校からメール送信された記録を集約して、HPに掲載する。

(4) メールを送信先については、別途連絡する。

## 5 実施期間

スプリング、オータム、ウインターの3期に分け、各期間に応じた種目を実施する。

スプリング 4月13日(月)～ 7月 3日(金)

オータム 9月 1日(火)～ 11月30日(月)

ウインター 1月12日(火)～ 2月26日(金)

## 6 実施種目

### (1) スプリング

①チャレンジなわとび ②チャレンジ二重とび

### (2) オータム

①ペア馬とび ②ペアなわとび ③ペアキックパス  
④グループキックパス ⑤連続大なわとび ⑥8の字大なわとび  
⑦3分間かけ足 ⑧チャレンジなわとび ⑨チャレンジ二重とび

### (3) ウインター

①ペアドッジパス ②ペア馬とび ③ペアなわとび  
④ペアキックパス ⑤グループキックパス ⑥連続大なわとび  
⑦8の字大なわとび ⑧3分間かけ足 ⑨チャレンジなわとび  
⑩チャレンジ二重とび

## 7 表彰

「外遊び、みんなでチャレンジ!」に登録された記録を集約し、各期間(スプリング・オータム・ウインター)の各種目(低学年・中学年・高学年・混合の部門)の1位から3位までの児童に賞状を授与する。

## 8 その他

- (1) 実施方法や登録方法等の詳細は、HPにおいて掲載し、周知する。
- (2) 各学校での実施に当たっては、休み時間だけでなく体育の授業や学校行事等も活用することができる。その際には、児童の個人差に応じてチャレンジできるよう配慮すること。
- (3) 記録の認定は、児童の申告ではなく、教員等(PTA、ボランティアの大人でもよい。)が立ち会って実施すること。
- (4) 記録の登録は、各期間指定された登録フォームに入力し、原則として記録を認定した教員等が行うこと。

※登録用パスワード：[kodomo-touroku](#)

- (5) 登録フォーム(Excelファイル)を県教育委員会へメール送信する際のファイル名は、「0413(認定日)〇〇小学校)」とすること。

- (6) 県教育委員会は、メール受信した記録を随時HPへ掲載し、学期末に記録をまとめて種目ごとにランキング等を作成する。
- (7) 各学校は、HPにおいて、自校の記録掲載の有無を確認し、訂正等がある場合は、すみやかに県教育委員会へ連絡すること。
- (8) 記録の登録は、実施期間内とし、原則、期間を過ぎてからの受付は認めない。